

# 第 67 回 新居浜市都市計画審議会

## 議事録

日 時：平成 29 年 12 月 1 日（金）10 時から 10 時 45 分まで  
場 所：新居浜市役所 3 階 応接会議室  
委員出席者数：14 名（定員 15 名）  
議 題：議案第 133 号 新居浜都市計画用途地域の変更について  
議案第 134 号 新居浜都市計画特定用途制限地域の変更について  
議案第 135 号 新居浜都市計画下水道の変更について

事務局

定刻がまいりましたので、ただ今から、第67回新居浜市都市計画審議会を開催いたします。本日は、委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

当審議会の事務局を担当いたします、都市計画課の庄司でございます。よろしく願いいたします。

それでは、本日ご出席いただいております委員の皆様をご紹介します。

#### 【委員紹介】

従いまして、15名の委員さんの内、半数以上である、14名の委員さんにご出席いただいておりますので、「新居浜市都市計画審議会条例第6条第2項」の規定により、本審議会が成立いたしますことをご報告申し上げます。

#### 【資料確認】

それでは、審議会開会にあたりまして、市長がご挨拶を申し上げます。

市長

#### 【あいさつ】

事務局

どうもありがとうございました。次に、市長より審議会への諮問がございます。市長、よろしく願いします。

#### 【諮問】 （市長から会長へ諮問文を渡す）

市長

新居浜市都市計画審議会条例第2条の規定により、次のとおり諮問いたしますので、よろしく願いいたします。  
諮問事項

- 1 議案第133号 新居浜都市計画用途地域の変更について(新居浜市決定)
- 2 議案第134号新居浜都市計画特定用途制限地域の変更について

ついて（新居浜市決定）

3 議案第135号 新居浜都市計画下水道の変更について（新居浜市決定）

どうもありがとうございました。

事務局

ここで、誠に申し訳ございませんが、石川市長には、この後、公務のため退席させていただきますので、お許しをいただきたいと思っております。

【市長退席】

事務局

それでは、新居浜市都市計画審議会条例第5条第3項の規定によりまして、会議の議長は、会長が務めることとなっておりますので、迫原会長、よろしくお願いいたします。

議長

皆様、改めましておはようございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、次第にそって、議事進行をさせていただきます。

はじめに、審議に先立ちまして、新居浜市都市計画審議会条例施行規則第7条に基づき、私の方から、本日の会議の議事録に署名いただく方を指名させていただきます。

白石 公成委員さん、永易 英寿委員さんをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

本日の議案といたしましては、

○議案第133号 新居浜都市計画用途地域の変更について

○議案第134号 新居浜都市計画特定用途制限地域の変更について

○議案第135号 新居浜都市計画下水道の変更について

以上3議案につきまして、各委員の皆様にご意見、ご審議をいただきたいと思っております。なお、議案第133号と議案第134号は、土地利用に関するもので、関連性がございますので、事務局から説明及び案の縦覧結果について報告をしていただいた後、一括して審議をさせていただきます。その後、議案第135号について、事務局から説明及び案の縦覧結果について報告していただき、審議させていただきます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 【事務局説明：議案第133号、議案第134号】

議長 ありがとうございます。それでは、議案第133号新居浜都市計画用途地の変更、議案第134号新居浜都市計画特定用途制限地域の変更につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
はい、どうぞ。

委員 住民周知と意見要旨一覧表についてですが、意見書を寄せられた、男女別、年齢別が知りたいのですが。どのような方が、意見を寄せられているのかと。

事務局 年齢については、記入する欄が無いのでわかりませんが、主に男性の方が意見を寄せられていました。

委員 わかりました。

議長 他に何かありませんか。

委員 先日行われた説明会では、私も参加したけれど、農地が少なくなるということで、地球温暖化とか自然環境の保全や良好な景観形成が失われるのではという質問があったかと思うが、そこについてふれられていないが、その所をどのように考えているのか。

事務局 （意見書の要旨は）縦覧について出てきた意見書について、要旨を記載しているものですので、説明会で出てきた質問については、こちらには記載しておりません。

委員 説明会では、そのような質問があったかと思うが、それについてはどのように考えているのか。

事務局 説明会でもご説明はしましたが、農地の保全と都市の開発については、均衡を取って進めていかななくてはならない

と考えています。今後、地域に応じた発展をしていくためには、農地はどのように発展させていくのか、或いは農業を止めて産業系の何かにしようとするのであれば、どのような方向へしていくのかを、相反しない形で検討する必要があると思います。現在、農業施策についての具体策はありませんが、今後の計画の中で決めていく必要があると思っています。

委員

土地利用の変更に伴って、乱開発を心配する声が説明会であった。また、今まで無かった建物が建築されることによつて、騒音、振動などにより生活環境が害されるのではないか、という声が聞こえてくる。それに対して、どう対処するのか。

事務局

はい、ご説明させていただきます。ご心配されていることに対しては、ごもっともであると思います。対応といたしましては、建築基準法、公害防止条例、さらに工場建設の際には、工場立地法等の各規制の環境基準にマッチしたものを建築していただくように指導していくようになります。また、新居浜市の特性も含めまして、この地区に関しましては、工業的な利用も含めまして、新居浜インターチェンジや国道11号バイパス、国道11号線などの幹線道路に面した所でもありますので、より高度な利用を図っていきたいということで、今回の変更とさせていただきます。

委員

東田地区の田園居住地区から産業居住地区へ変更する箇所については、住宅地が多い。確かに、産業居住地区への変更賛成の方もいるが、住居が多いことから開発等の際には、慎重に取り組んでいただきたい。

委員

「住民周知と意見要旨」についてですが、その中で議案第133号と議案第134号については、説明会が3会場で出席者は13名という事である。この地域は、住宅地が多く、関心があるのではないかという気がしたが、参加者数が少ない。そこで、説明会の周知方法について教えていただきたい。

事務局

案の説明会の際には、「市政だより」に説明会のお知らせを掲載しております。また、東田、船木両地区の連合自治会長さんと会場である公民館の館長さんには、事前にご連絡を差し上げましたが、集まりが少なかったなと思います。

委員

周知の方法がそれだけで良いのかなという気はします。もう少し関心を持ってもらえればいい。

議長

そのほかに何か。

委員

参考資料③ページについてですが、建物用途の中で、産業廃棄物の建築物については、どれに当たるのか。

事務局

産業廃棄物の建設につきましては、建築物の中にどのような原動機を入れるかによって変わってきます。この資料③については、建築物の大きさ等についての一覧となりますので、産業廃棄物の建築物が、この表のどこに当たるのか、という事については、一概に述べることは出来ません。もし、産業廃棄物の会社が建築される事となりますと、通常の手続きだけでは無く、都市計画法、建築基準法上の手続き審査や、さらに、今回のような都市計画審議会等の議を経なければならぬこととなっております。

議長

他に意見はございませんでしょうか。

それでは、議案第133号 新居浜都市計画用途地域の変更及び議案第134号 新居浜都市計画特定用途制限地域の変更につきましては、諮問案のとおり承認してよろしいでしょうか。承認することに賛成の委員さんは、挙手をお願いいたします。

委員

【賛成者挙手】

議長

はい、ありがとうございます。満場一致で、ご賛同いただきましたので、諮問案のとおり承認することで答申いたします。

続きまして、議案第135号 新居浜都市計下水道の変更について、事務局から説明をお願いします。

事務局 【事務局説明：議案第135号】

議長 ありがとうございます。議案第135号 新居浜都市計画下水道の変更につきまして、ご質問、ご意見等はございませんか。

はい、どうぞ。

委員 縦覧に対しては、意見が無かったようですが、説明会時には、平均10人前後來られています、その中でどのような意見があったのかをお伺いをしたい。

事務局 はい、下水道の拡大に関しては、賛成される意見が多くありました。また、工事の時期はいつになるのか、という意見がございました。

議長 他に意見はございませんでしょうか。それでは、特にご意見がないようですので、お諮りします。

議案第135号 新居浜都市計画下水道の変更につきましては、諮問案のとおり承認してよろしいでしょうか。承認することに賛成の委員さんは、挙手をお願いいたします。

委員 【賛成者挙手】

議長 はい、ありがとうございます。満場一致で、ご賛同いただきましたので、諮問案のとおり承認することで答申いたします。

本日の議事は以上でございますが、事務局何かございませんか。

事務局 迫原会長、ありがとうございます。  
それでは、今後のスケジュールについてご説明いたします。  
新居浜都市計画用途地域の変更及び新居浜都市計画特定用途制限地域の変更、新居浜都市計画下水道の変更についま

しては、今後、愛媛県知事との協議を経て、年内に都市計画決定の告示を目指して進めてまいります。以上が今後のスケジュールでございます。

それでは、これを持ちまして、第67回新居浜市都市計画審議会を終了いたします。

皆様、本日は長時間にわたり、大変お疲れさまでした。